

部長会議付議事案書（報告）

(令和6年10月4日)

提案課名 障害福祉課

報告者名 稲垣 由美恵

事案名	かながわ障害者等用駐車区画利用証制度の実施について	有 資料 無
提案趣旨	車椅子使用者用駐車区画は、バリアフリー法等に基づき、「身体機能上の制限がある障害者、高齢者等」のためのスペースとして設置されているものです。 しかし、必ずしも当該スペースを必要としない方による不適切な利用が見受けられることや、外見からは障害があることが分かりづらい内部障害の方などが、利用を躊躇してしまうという声などもあることから、多くの府県で、行政が一定の交付基準に従って、予め対象者に利用者証を交付する利用証制度が導入されています。 神奈川県（以下「県」という。）は、近年のバリアフリー施策をとりまく動向の変化や制度導入自治体の状況、当事者・施設管理者からの制度導入ニーズなどを踏まえ、区画の適正利用を促進するため、令和6年11月から「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」を導入することとし、それに伴い、県内市町村に対して制度の共同実施への協力依頼がありました。 本市においても駐車区画の適正利用を促進する必要があるため、県と共同で利用証の交付・制度周知等を行うこととするものです。	
概要	1 制度の内容 かながわ障害者等用駐車区画利用証制度とは、障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を促進する制度です。 2 利用証の種類と対象者 (1) 無期限の利用証 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護1以上の高齢者 (2) 有期限の利用証 妊産婦、けが人等 3 対象区画 (1) 車椅子使用者用駐車区画 バリアフリー法、県条例で整備を規定している幅の広い駐車区画	

概要	(2) 優先駐車区画 施設が状況に応じて設定する、入口近く等に設けられた一般幅の駐車区画 4 利用証の交付申請 (1) 窓口申請：障害福祉課の窓口で申請し、利用証の交付を受ける。 (2) 電子申請：県のホームページから申請し、郵送で利用証の交付を受ける。 5 利用証の使用方法 障害者等用駐車区画を利用するときは、利用証をルームミラーにかける、ダッシュボードに置くなど、車両の外側から容易に識別できる位置に掲示する。 6 交付状況の管理 四半期毎に交付状況を県へ報告し、県において交付状況を管理する。
経過	令和6年 5月 県から県内市町村に対して、共同実施への協力依頼 (R6.5月かながわ障害者等用駐車区画利用証制度実施要綱制定) 〃 7月 県が商業施設等の事業者に対して、適正利用に関する広報、制度対象区画の提供及び運用について協力依頼を開始 〃 7～8月 市内公共施設所管課への情報提供及び車椅子利用者用駐車区画の整備状況等の確認 〃 8月 秦野市障害者支援委員会で報告 〃 9月 市内公共施設所管課への制度説明会の開催 優先駐車区画設置予定の取りまとめ
今後の進め方	令和6年 10月 市ホームページへの掲載、ポスター掲示等 優先駐車区画の区画を整備（県から配布されるカラーコーンカバーの設置等） 広報はだのへの掲載（11月1日号） 〃 11月1日 制度の運用開始



神奈川県

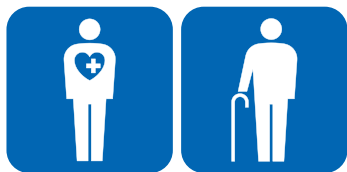
KANAGAWA

資料 1



障害者等用 駐車区画の 利用証 ができました

かながわ障害者等用
駐車区画利用証制度
利用証



交付No. _____



【無期限の利用証】

かながわ障害者等用
駐車区画利用証制度
利用証



有効期限

年 月 日

交付No. _____



【有期限の利用証】

令和6年11月スタート

移動に配慮が
必要な方が対象です。

障がいのある方、
難病患者、要介護高齢者、
妊産婦、けが人などへ
利用証を交付します。

このマークの駐車区画で
利用できます。



車椅子使用者用
駐車区画



優先駐車区画

利用証の交付基準や申請方法など、詳しくは県HPをご覧ください

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度

検索



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html

「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」とは

障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

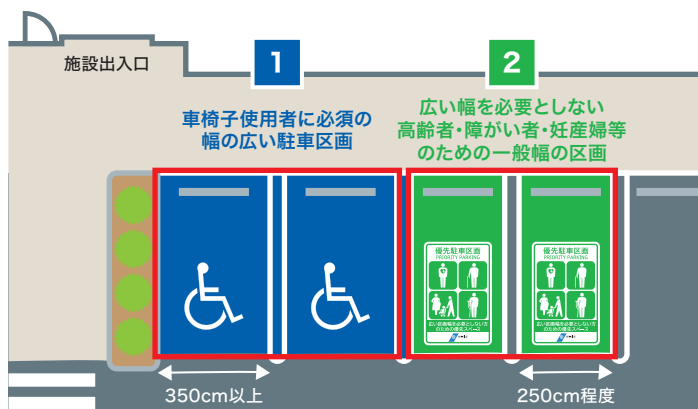
対象区画

1 車椅子使用者用駐車区画

車椅子使用者等が乗降できるよう、一般の駐車区画よりも幅が広く設けられています。

2 優先駐車区画

入口近くに設けられた、一般幅の駐車区画です。車椅子使用者等ほど広い幅を必要としない方は、可能な限りこちらをご使用ください。



利用証の種類

1 無期限の利用証

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、要介護高齢者等が対象です。



2 有期限の利用証

妊産婦、けが人等が対象です。



利用証の交付対象者

区分				交付基準	
身体障害者	視覚障害			4級以上の者	
	聴覚障害			3級以上の者	
	平衡機能障害			5級以上の者	
	肢体不自由	上肢		2級以上の者	
		下肢		6級以上の者	
		体幹		5級以上の者	
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上の者	
			移動機能	6級以上の者	
内部障害(免疫機能障害を含む)			4級以上の者		
知的障害者				療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者	
精神障害者				精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	
難病患者				特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	
高齢者等				介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の者	
妊産婦				母子健康手帳取得時～出産(予定)日の翌日から1年までの者	
けが人等				医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	

※記載の障害等級等に該当しない場合でも、医師の診断書等により歩行が困難等の確認ができれば、利用証を交付します。

(まとめ) 制度の全体像

■ 県の事務

- ・ 利用証の作成
- ・ 利用証の交付（郵送・オンライン）
- ・ 区画表示用物品や啓発物品の作成
- ・ 適正利用に関する広報
- ・ 協力区画情報の公開
- ・ 運用マニュアル等の作成

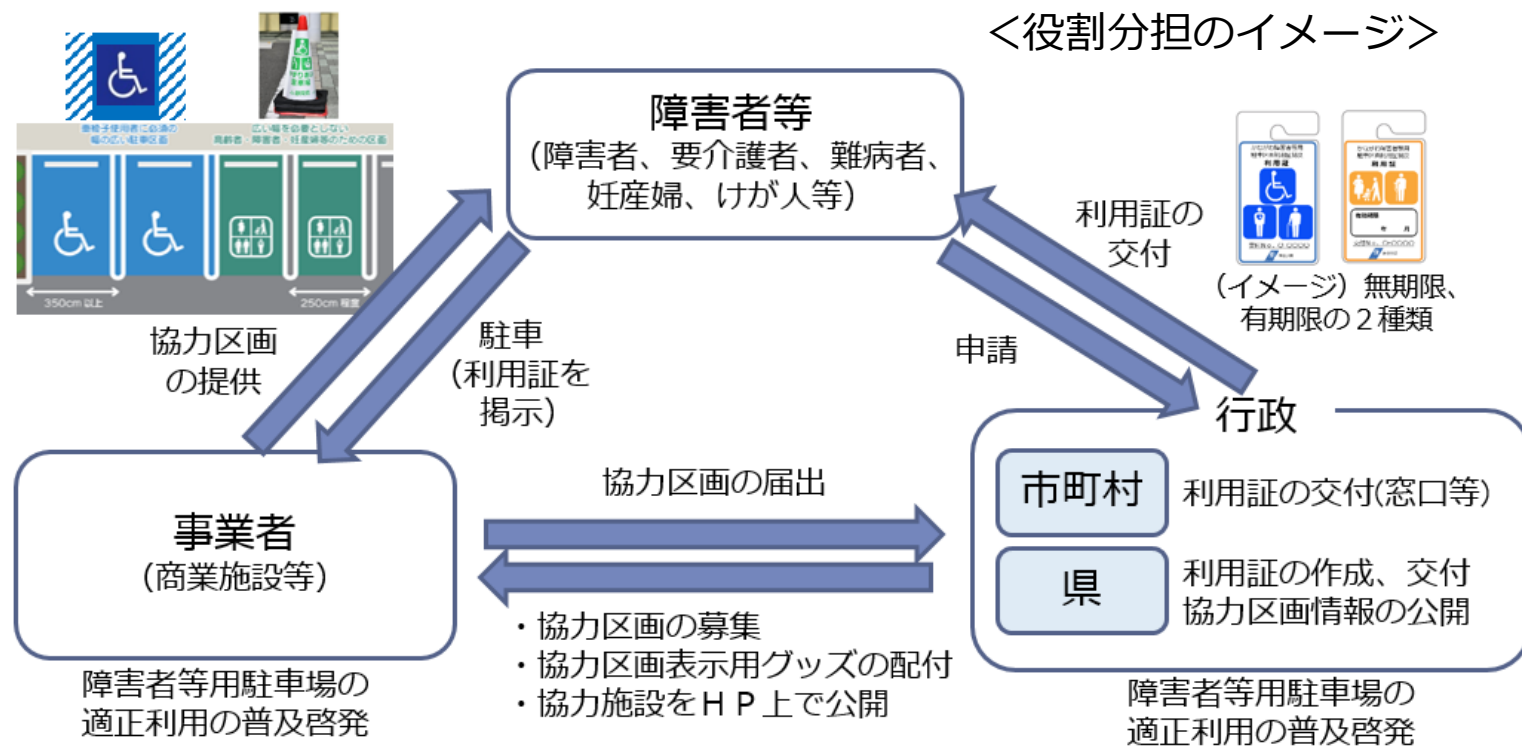
■ 市町村の事務

- ・ 利用証の交付（窓口等）
- ・ 利用証交付状況の報告
- ・ 適正利用に関する広報（利用証・広報物は県が作成）

Kanagawa Prefectural Government

■ 事業者の協力内容

- ・ 適正利用に関する広報
- ・ 対象区画の提供及び運用



車椅子使用者用駐車区画等の設置状況

令和6年9月時点

No.	施設名	所管課	総区画数	車椅子使用者用 駐車区画(幅 350cm以上)	優先駐車区画 (幅350cm未満) 設置予定
1	秦野市役所 本庁舎	財産管理課	167	6	2 ※
2	秦野市役所 西庁舎	財産管理課	85	2	2 ※
3	秦野市役所 東庁舎	財産管理課	21	1	
4	秦野市役所 教育庁舎	財産管理課	6	1	
5	クアーズテック秦野カルチャーホール	公園課	209	6	
6	図書館	公園課	178	6	
7	カルチャーパーク	公園課	875	24	
8	メタックス体育館はだの	公園課	188	5	
9	ペコちゃん公園はだの	公園課	39	2	
10	NITTANパークおおね	公園課	164	5	
11	今泉名水桜公園	公園課	9	3	
12	サンライフ鶴巻	スポーツ推進課	30	1	
13	はだの歴史博物館	生涯学習課	23	2	
14	本町公民館	生涯学習課	3	1	
15	南公民館	生涯学習課	19	1	
16	南が丘公民館	生涯学習課	25	1	
17	東公民館	生涯学習課	29	1	1 ※
18	北公民館	生涯学習課	24	2	
19	大根公民館	生涯学習課	15	1	
20	鶴巻公民館	生涯学習課	30	1	
21	西公民館	生涯学習課	35	2	
22	渋沢公民館	生涯学習課	24	2	
23	堀川公民館	生涯学習課	26	2	
24	上公民館	生涯学習課	30	1	
25	表丹沢野外活動センター	こども育成課	50	3	
26	はだのこども館	こども育成課	8	1	
27	広畑ふれあいプラザ	高齢介護課	34	2	1 ※
28	末広ふれあいセンター	高齢介護課	5	1	
29	ほうらい会館	市民相談人権課	11	1	
30	保健福祉センター	地域共生推進課	133	7	2 ※
31	中野健康センター	健康づくり課	42	7	
32	里山ふれあいセンター	森林ふれあい課	10	1	
33	田原ふるさと公園	農業振興課	28	1	
34	弘法の里湯	観光振興課	37	2	
35	名水はだの富士見の湯	観光振興課	67	2	
36	上下水道局	下水道施設課	33	2	
37	消防庁舎	消防総務課	6		
合計			2,718	109	8

※神奈川県から配布されるカラーコーンカバーにより区画を表示する予定